公示送達書

公告

令和8年5月21日付けで発付した以下の者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当市役所課税課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

地方税法第20条の2第2項の規定により公告します。

令和8年5月29日

廿日市市長　松本 太郎

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者 氏名又は名称
1	令和8年度介護保険料納入（変更）通知書（特別徴収変更通知書）	兒玉　寛
	以下余白	